

青色申告特別控除 10 万円は、昭和 47 年に青色申告控除として創設されて以来、40 年以上据え置かれており、その間の経済価値等の変動は著しい。

社会・経済環境が著しく変化している中で、小規模事業者の事業活動を活性化させるため、また、令和 2 年分から青色申告特別控除 65 万円について、従来からの要件に加えて、電子帳簿保存又は電子申告により確定申告を行った場合には、55 万円に 10 万円を上乗せし、控除額が 65 万円に改正された。

このため、青色申告制度をより一層普及させ、記帳の定着化を図るとともに、電子申告の更なる普及推進のために、青色申告特別控除 10 万円について、電子帳簿保存又は電子申告により確定申告を行った場合にも、同様に 10 万円を上乗せし、控除額を 20 万円に引き上げることを要望する。

また、併せて、電子申告については、納税者の利便性向上と、デジタル化の推進を図るために、青色申告会においても代理送信できるようにすることを要望する。